

## 「映画の街盛岡」映画関連イベント助成金交付要領

令和3年6月23日制定

令和8年6月1日改正

### (目的)

第1 映画が好きな市民の方々や地元事業者による自由な発想やコンセプトによる映画をテーマとしたイベントの開催を促進し、「映画の街盛岡」の魅力・ブランド力をより高め、広がりのあるものとするため、市民又は市内事業者等が市内で映画関連イベントを実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、「映画の街盛岡」推進事業実行委員会助成金交付規則（令和3年6月30日制定。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより助成金を交付する。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民又は市内事業者等 本助成金の交付を受けようとする映画関連イベントの主催者又は主催団体の代表者であって、当該人の住民票又は当該団体の登記簿謄本に記載の所在地が盛岡市内である者若しくは、当該人又は当該団体が活動を行う主たる地域が盛岡市内であると認められる者

(2) 映画関連イベント 市民又は市内事業者等が実施する催し物で、次の各号に示す要件をすべて満たしているものをいう。

ア 映画作品（ビデオテープ等に磁気記録撮影された作品及び興行を目的とせず制作された映像作品等を含む。）を題材とした催し物であること。

イ 主たる開催地が盛岡市内であること。

ウ 特定の者を対象とせず、広く市民が参加できる催し物であること。

エ 主催者である市民又は市内事業者等が、催し物の参加者等から参加料等（ただし、映画館における映画鑑賞料金及び公民館の施設利用料等を除く。）を徴収する収益事業ではないこと。

オ 本助成金の交付を受けようとする催し物の中で、本助成金のほかに「映画の街盛岡」推進事業実行委員会が市民又は市内事業者等に対して、別途、支給する映画無料鑑賞券を活用した企画の立案及び実施に協力できること。

### (助成金の交付の対象及び助成額)

第3 第1に規定する経費は、映画関連イベントに要する経費（当該年度に交付の決定を受けた他の補助金等に係るもの及び飲食費並びに消費税及び地方消費税を除き、借損料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、郵送料、手数料、印刷製本費、委託料、備品費、その他「映画の街盛岡」推進事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認める経費に限る。）とし、これに対する助成額は、予算の範囲内の額で、上限額を10万円とする。ただし、映画館を活用した映画関連イベントについては上限額を20万円とする。なお、複数の映画館等を活用し、かつ、複数の映画を数日にわたり上映するイベントについては、上限額を40万円とする。

### (申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、助成金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第5 規則の規定により提出する書類及び当該書類の提出期限は、別表(第5関係)のとおりとする。

別表(第5関係)

条項	提出書類	提出期日
規則第4条	1 助成金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他委員長が必要と認める書類	映画関連イベントの実施(予定)日から起算して14日以前
規則第9条第1項	助成金変更承認申請書	変更が生じた日から7日以内
規則第9条第2項	助成事業中止(廃止)承認申請書	中止(廃止)が生じた日から7日以内
規則第14条	1 助成事業完了報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 領収書の写し 5 その他委員長が必要と認める書類	映画関連イベントの実施日から起算して1か月以内又は助成金の交付を受けた年度の3月31日までのいずれかの早い日
規則第17条第1項	助成金交付請求書	助成金額確定通知書の通知日から14日以内